

社会福祉法人 長寿の里
元気ケアプランニングセンター千葉

重要事項説明書

(令和7年4月1日 現在)

当事業所は、介護保険の指定を受けています
(千葉県指定 第1272900042号)

当事業所は、利用者に対し指定居宅介護支援を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容や、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

《居宅介護支援とは》

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や、利用者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結「要介護」と認定された方が対象となります。但し、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

その際には介護支援専門員が申請手続きの代行などの援助を行います。

1. 法人の概要

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 長寿の里 |
| (2) 代表者氏名 | 理事長 神成 裕介 |
| (3) 所在地 | 千葉県鎌ヶ谷市初富字東野 848 番地 10 |
| (4) 電話 | 047-498-5715 |

(5) 定款の目的に定めた事業

- ① 第一種社会福祉事業
 - イ) 特別養護老人ホームの運営
 - ロ) 軽費老人ホームの運営
- ② 第二種社会福祉事業
 - イ) 老人短期入居事業の運営
 - ロ) 老人デイサービス事業の運営
 - ハ) 老人介護支援センター事業の経営
- ③ 公益事業
 - イ) 特定施設入居者生活介護事業
 - ロ) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ハ) 居宅介護支援事業
 - ニ) 介護予防支援事業
 - ホ) サービス付き高齢者向け住宅の経営
 - ヘ) 有料老人ホームの経営

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的	介護保険法令に従い、自宅で生活する要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
(3) 事業所の名称	元気ケアプランニングセンター千葉
(4) 事業所の所在地	千葉県鎌ヶ谷市初富字東野 848 番地 10
(5) 電話番号	047-498-5717
(6) 管理者名	村上 三恵子
(7) 事業所の運営方針 基本理念	<p>1. ご利用者の生活の質の向上 私たちは、ご利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、「可能性の実現」と「生活の質の向上」に努めます。</p> <p>2. 公平・公正な施設運営の遵守 私たちは、「ご利用者の生活と人権」を擁護するため、自己点検を強化し、公平・公正な開かれた施設運営に努めます。</p> <p>3. 従事者の資質・専門性の向上 私たちは、常に誠意をもって「質の高いサービス」が提供できるよう、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めます。</p> <p>4. 地域密着での活動 私たちは、地域の一員として、地域福祉の向上と豊かなコミュニティをつくり、「地域社会の発展」に努めます。</p> <p>5. 国際的視野での活動 私たちは、諸外国との交流を促進し、国際的視野にたち、相互理解を深め、「社会福祉の進展」に努めます。</p>

3. 事業実施地域および営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 鎌ヶ谷市全域 柏市全域 松戸市全域
但し利用者の選定を受け、面接調査の範囲等の場合はこの限りではない。
- (2) 営業日および営業時間

営業日	月曜日～土曜日（但し、祝祭日および12月30日～1月3日を除く）
営業時間	9：00～18：00

4. 職員の体制

職務	常勤	非常勤	業務内容	職員数
管理者	1名	0名	事業所の従業者の管理及び業務の管理	1名
介護支援専門員	2名	0名	利用者の生活相談、処遇の企画や実施等	2名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、介護保険料の滞納などがなければ、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

(1) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- ① 指定居宅介護支援事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者またはその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めます。
- ② 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業所から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認める時は、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ③ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という）の意見を求めます。その場合において介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ④ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ、居宅介護サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることが、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求ることができます。

(2) サービスの内容

① 要介護認定申請の代行

利用者の要介護認定または要支援認定の更新や変更など、申請の手続きが円滑に行えるよう援助します。また、手続きについては介護支援専門員が、利用者に代わって行います。

② 居宅サービス計画の作成

利用者の自宅を訪問して、利用者的心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービスおよびその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画作成の流れ>

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供し、サービスの選択を求めます。

③介護支援専門員は、利用者およびその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料について利用者およびその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

③ 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設の紹介

利用者が自宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合または利用者が介護保険施設への入居または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜をはかります。

(3) サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金については、法定代理受領により利用料に相当する保険給付を受領する場合は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、法定代理受領が行えない場合は、介護保険適用に準ずる利用料をお支払いいただきます。

利用料金の詳細に関しましては、「重要事項説明書別紙」をご確認下さい。

(4) 交通費および解約料

通常の業務の実施地域以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用する場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

解約については、料金は一切かかりません。

(5) 利用料金のお支払い方法

介護保険による法定代理受領がない場合、利用料金は月末締とし、二週間以内に請求いたしますので、請求書受理月末日までに（銀行振込または現金支払）にて、お支払い下さい。

【お 振 込 先】

銀 行 名	み づ ほ 銀 行
支 店 名	船橋支店 鎌ヶ谷出張所
口 座 名	社会福祉法人 長寿の里
	理事長 神成 裕介 (カナリ ユウスケ)
口 座 番 号	普通 1617748

6. 苦情の受付について

当事業所に対する苦情や相談は、以下の窓口で受け付けます。

苦情相談窓口（担当者）	介護支援専門員	村上 三恵子
受付時間	月曜日～土曜日	9:00～18:00
電話	047-498-5717	

その他、当センター以外に、市町村等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

鎌ヶ谷市役所	高齢者支援課	電話	047-445-1141
柏市役所	高齢者支援課	電話	04-7167-1135
松戸市役所	高齢者支援課	電話	047-366-7370
千葉県国民保険団体連合会	介護保険課	電話	043-254-7409

7. 秘密保持と個人情報の保護について

元気ケアプランニングセンター千葉およびその従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びそのご家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

また、利用者のご家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者のご家族の個人情報を用いません。

8. 高齢者虐待防止について

元気ケアプランニングセンター千葉では、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に向けて、「高齢者虐待防止委員会」の設置と責任者を選任します。
 - ② 利用者等の権利擁護として、成年後見制度の利用を支援します。
 - ③ 苦情解決体制を整備し、適切かつ迅速な解決に努めます。
 - ④ 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。また従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えます。
 - ⑤ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市役所に通報するものとします。

9. 緊急時の対応方法

サービス提供時に利用者の病状が急変等した場合、あるいはその他必要な場合には、速やかに主治医や協力医療機関医師への連絡等必要な措置を講じます。

- 2 事故による緊急時においては、速やかに利用者の家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行い、自己の状況や事故に際してとった処置について記録、報告、説明し、被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます

10. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、取るべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

居宅介護支援サービスの提供開始に際し、本書面に基づいて重要事項の説明を行い、内容への同意を受けました。

元気ケアプランニングセンター千葉

説 明 者 介護支援専門員

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援の内容に同意致します。

締結年月日 年 月 日

利 用 者

<住 所> _____

<氏 名> _____

(代 理 人)

<住 所> _____

<氏 名> _____

社会福祉法人 長寿の里 元気ケアプランニングセンター千葉

取扱要件	利用料（1か月あたり）		利用者負担額	
	法定代理 受領分	法定代理 受領分以外		
居宅介護支援費（I） 取扱件数が45件未満	要介護1・2	11,316円	無料	11,316円
	要介護3・4・5	14,702円		14,702円
居宅介護支援費（II） 取扱件数が45件以上60件未満	要介護1・2	5,491円		5,491円
	要介護3・4・5	7,116円		7,116円

重要事項説明書 別紙（令和6年4月1日現在）

基本利用料

※上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂され、書面にて通知いたします。

加算 以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
特定事業所加算（I）	主任介護支援専門員を2人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を全て満たした場合	5,407円
特定事業所加算（II）	主任介護支援専門員を1人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を一部満たした場合	4,386円
特定事業所加算（III）	主任介護支援専門員を1人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を2人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を一部満たした場合	3,365円
特定事業所加算(A)	主任介護支援専門員を1人以上配置し、常勤、非常勤専従の介護支援専門員を1人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を一部満たした場合	1,187円
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3,126円
入院時情報連携加算（I）	利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合（1月につき1回を限度）	2,605円
入院時情報連携加算（II）	利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合（1月につき1回を限度）	2,084円
退院・退所加算（I）イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	4,689円

退院・退所加算 (I) ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	6,252 円
退院・退所加算 (II) イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	6,252 円
退院・退所加算 (II) ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を2回受けしており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	7,815 円
退院・退所加算 (III)	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けしており、うち1回以上はカンファレンスにより受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	9,378 円
ターミナルケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍の利用者で、在宅等で死亡した場合 ・24時間連絡が取れる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことが出来る体制を整備している・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、利用者への支援を実施している・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供している（1月につき）	4,168 円
緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2,084 円

減算 以下の要件に該当する場合、上記の基本料金から減算されます。

特定事業所集中 減算	居宅介護支援の給付管理対象となるサービスについて特定の事業所の割合が、正当な理由なく80%を超える場合（別紙その1参照）	2,084 円
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント減算	居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する場合。 または1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者	上記の基本料金から5%減額